

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則をここに公布する。

平成26年 2 月 28 日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

**管理者署名**

北上地区消防組合規則第 2 号

北上地区消防組合職員の単身赴任手当に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北上地区消防組合一般職の職員の給与に関する条例（昭和 49 年北上地区消防組合条例第 7 号。以下「給与条例」という。）第 13 条の 2 の規定により、単身赴任手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(やむを得ない事情)

第 2 条 給与条例第 13 条の 2 第 1 項の規則で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（管理者の定めるこれに準ずる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情。

(通勤困難の基準)

第 3 条 給与条例第 13 条の 2 第 1 項本文及びただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル以上であること。
- (2) 管理者の定めるところにより算定した通勤距離が 60 キロメートル未満である場合で、通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から前号に相当する程度に通勤が困難であると認められること。

(加算額等)

第 4 条 給与条例第 13 条の 2 第 2 項に規定する交通距離の算定は、最も経済的かつ合理的と認められる通常の交通の経路及び方法による職員の住居から配偶者

の住居までの経路の長さについて、管理者の定めるところにより行うものとする。

2 給与条例第13条の2第2項の規則で定める距離は、100キロメートルとする。

3 給与条例第13条の2第2項の規則で定める額は、次の各号に掲げる交通距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 6,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万2,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 1万8,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 2万4,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 3万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 3万5,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 4万円
- (8) 1,500キロメートル以上 4万5,000円

(支給の調整)

第5条 職員の配偶者が単身赴任手当又は国、地方公共団体その他のこれに相当する手当の支給を受ける場合には、その間、当該職員には単身赴任手当は支給しない。

(届出)

第6条 新たに給与条例第13条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、管理者が定める様式の単身赴任手当届により、配偶者等との別居の状況等を速やかに任命権者に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(確認及び決定)

第7条 任命権者は、職員から前条第1項の規定による届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、その者が給与条例第13条の2第1項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき単身赴任手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 任命権者は、前項の規定により単身赴任手当の月額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を管理者が定める様式の単身赴任手当認定簿に記載するものとする。

(支給の始期及び終期)

第8条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに給与条例第13条の2第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であると

きは、その日の属する月) から開始し、職員が同条第1項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、第6条第1項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

- 2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(事後の確認)

第9条 任命権者は、現に単身赴任手当の支給を受けている職員が給与条例第13条の2第1項の職員たる要件を具備しているかどうか及び単身赴任手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。

- 2 任命権者は、前項の確認を行う場合において、必要と認めるときは、職員に対し配偶者等との別居の状況等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

(補則)

第10条 この規則の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。